平成26年3月6日招集

平成26年3月6日招集

平成26年3月6日招集

新潟県燕市

目 次 —

諮問第	1	号	人権擁護委員候補者の推薦について――――	1頁
議案第	6	号	平成26年度燕市一般会計予算————————————————————————————————————	別冊
議案第	7	号	平成26年度燕市国民健康保険特別会計予算——————	別冊
議案第	8	号	平成26年度燕市後期高齢者医療特別会計予算——————	別冊
議案第	9	号	平成26年度燕市介護保険事業特別会計予算——————	別冊
議案第	10	号	平成26年度燕市公共下水道事業特別会計予算——————	別冊
議案第	11	号	平成26年度燕市土地取得特別会計予算———————	別冊
議案第	12	号	平成26年度燕市企業団地造成事業特別会計予算—————	別冊
議案第	13	号	平成26年度燕市水道事業会計予算————————————————————————————————————	別冊
議案第	14	号	燕市監査委員の選任について	2頁
議案第	15	号	平成25年度燕市一般会計補正予算(第7号)——————	別冊
議案第	16	号	平成25年度燕市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)————	別冊
議案第	17	号	平成25年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)————	別冊
議案第	18	号	燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び燕市特別職	
			の職員の給与に関する条例の一部改正について――――	3 頁
議案第	19	号	燕市職員の給与に関する条例の一部改正について	5頁
議案第	20	号	燕市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の制定について	8頁
議案第	21	号	燕市手数料徴収条例の一部改正について―――――	10 頁
議案第	22	号	燕市特別会計条例の一部改正について	12 頁
議案第	23	号	燕市都市公園条例の一部改正について―――――	14頁
議案第	24	号	燕市営住宅条例の一部改正について―――――	16 頁
議案第	25	号	燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について――――	19頁
議案第	26	号	燕市奨学基金条例の一部改正について―――――	21 頁
議案第	27	号	燕市子ども・子育て会議条例の制定について――――	23 頁
議案第	28	号	燕市スポーツ推進審議会条例の一部改正について	27 頁
議案第	29	号	市道路線の認定及び廃止について	29 頁
議案第	30	号	財産の取得の変更について(燕市西部学校給食センター厨房機器)	35 頁

議案第	31	号	平成25年度燕市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第	32	号	平成25年度燕市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)————	別冊
議案第	33	号	平成25年度燕市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第	34	号	平成25年度燕市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)————	別冊
議案第	35	号	平成25年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)————	別冊
議案第	36	号	平成25年度燕市土地取得特別会計補正予算(第1号)	別冊

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

> 平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

> > 記

住 所 燕市日之出町75番地

氏 名 神 保 光 男

昭和18年8月3日生

議案第 14 号

燕市監査委員の選任について

燕市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

記

住 所 燕市吉田鴻巣693番地4

氏 名 五十嵐 昭 五

昭和23年12月15日生

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市 条例第45号)及び燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市 条例第49号)の一部を次のように改正するものとする。

> 平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び燕市特別 職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「358,900円」を「369,600円」に、「297,700円」を「306,600円」に、「283,200円」を「291,600円」に改める。

(燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の 一部を次のように改正する。

別表中「811,200円」を「835,500円」に、「616,300円」を「634,700円」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のよう に改正する。

第2条中「災害派遣手当」の次に「(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」を加える。

第16条の9の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(災害派遣手当等)」を付し、同条第1項中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧」に改め、「職員」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定に基づき、復興計画の作成等のため派遣された職員」を加える。

第16条の9の次に次の2条を加える。

- 第16条の10 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の支給については、 災害派遣手当の支給の例による。
- 第16条の11 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の 支給については、災害派遣手当の支給の例による。

別表第1備考中「100分の98.91」を「100分の98.97」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1備考の改正規定は、 平成26年4月1日から施行する。 燕市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の制定について

燕市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例

定住自立圏形成協定の締結、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止を求めることは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市手数料徴収条例の一部改正について

燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように 改正するものとする。

> 平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市手数料徴収条例の一部を改正する条例

燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成26年3月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市特別会計条例の一部改正について

燕市特別会計条例(平成18年燕市条例第60号)の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市特別会計条例の一部を改正する条例

燕市特別会計条例(平成 18 年燕市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の燕市特別会計条例第1条第4号の燕市温泉保養 センター特別会計(以下次項において「温泉保養センター特別会計」とい う。)に係る平成25年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前 の例による。この場合において、同年度の決算上剰余を生じたときは、こ れを燕市一般会計に繰り入れるものとする。
- 3 温泉保養センター特別会計の廃止の際、温泉保養センター特別会計に属す る債権、債務及び財産は、燕市一般会計に帰属するものとする。

燕市都市公園条例の一部改正について

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように 改正するものとする。

> 平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市都市公園条例の一部を改正する条例

燕市都市公園条例(平成18年燕市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

井土巻五丁目公園 燕市井土巻五丁目 211 番地

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 24 号

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1市営住宅の表中

燕市小関1427 緑町団地 簡易耐火構造平屋建 昭和39年度 12 番地 燕市小関1427 簡易耐火構造平屋建 緑町団地 昭和40年度 18 番地 燕市小関1427 簡易耐火構造平屋建 昭和41年度 緑町団地 18 番地

を

Γ

緑町団地 燕市小関1427 簡易耐火構造平屋建 10 昭和39年度番地

禄町団地 | 燕市小関1427 | 簡易耐火構造平屋建 | 14 | 昭和40年度 | 番地

緑町団地 燕市小関1427 簡易耐火構造平屋建 16 昭和41年度

番地

に改め、

Γ

本所川原	燕市吉田寿町	木造平屋建	1	昭和31年度
団地	10番			

を削り、

Γ

東栄町団	燕市吉田東栄	木造平屋建	17	昭和42年度
地	町47番			
富永団地	燕市吉田富永	木造平屋建	10	昭和43年度
	413 番地 1			

を

Γ

東栄町団	燕市吉田東栄	木造平屋建	12	昭和42年度
地	町47番			
富永団地 燕市吉田富永		木造平屋建	7	昭和43年度
	413 番地 1			

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について

燕市有吉田東栄町住宅条例 (平成20年燕市条例第41号) の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部を改正する条例

燕市有吉田東栄町住宅条例(平成20年燕市条例第41号)の一部を次のように 改正する。

第2条の表中

Γ

吉田東栄町	燕市吉田東栄町	簡易耐火構造	24	昭和39年度
住宅	4番	平屋建		

を

Γ

吉田東栄町	燕市吉田東栄町	簡易耐火構造	19	昭和39年度
住宅	4番	平屋建		

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市奨学基金条例の一部改正について

燕市奨学基金条例(平成18年燕市条例第73号)の一部を次のように改 正するものとする。

> 平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市奨学基金条例の一部を改正する条例

燕市奨学基金条例(平成18年燕市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「燕市奨学基金及び仲治特別奨学基金」を「燕市仲治奨学基金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の燕 市奨学基金条例に基づく燕市奨学基金及び仲治特別奨学基金に属していた 現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金 に属する現金、有価証券その他の財産となるものとする。 燕市子ども・子育て会議条例の制定について

燕市子ども・子育て会議条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、燕市子ども・子 育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いて委嘱する。
 - (1) 法第6条第2項に規定する保護者
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 労働者を代表する者
 - (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 子ども及び子育てに関し識見を有する者
 - (6) 公募による者
 - (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、会議に 臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の 意見を聴いて委嘱する。

3 臨時委員は、当該の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)
- 第7条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第9条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があ らかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、教育委員会子育て支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会 長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

燕市スポーツ推進審議会条例の一部改正について

燕市スポーツ推進審議会条例(平成18年燕市条例第95号)の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

燕市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

燕市スポーツ推進審議会条例(平成18年燕市条例第95号)の一部を次のよう に改正する。

第7条中「教育委員会スポーツ推進課」を「教育委員会社会教育課」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 29 号

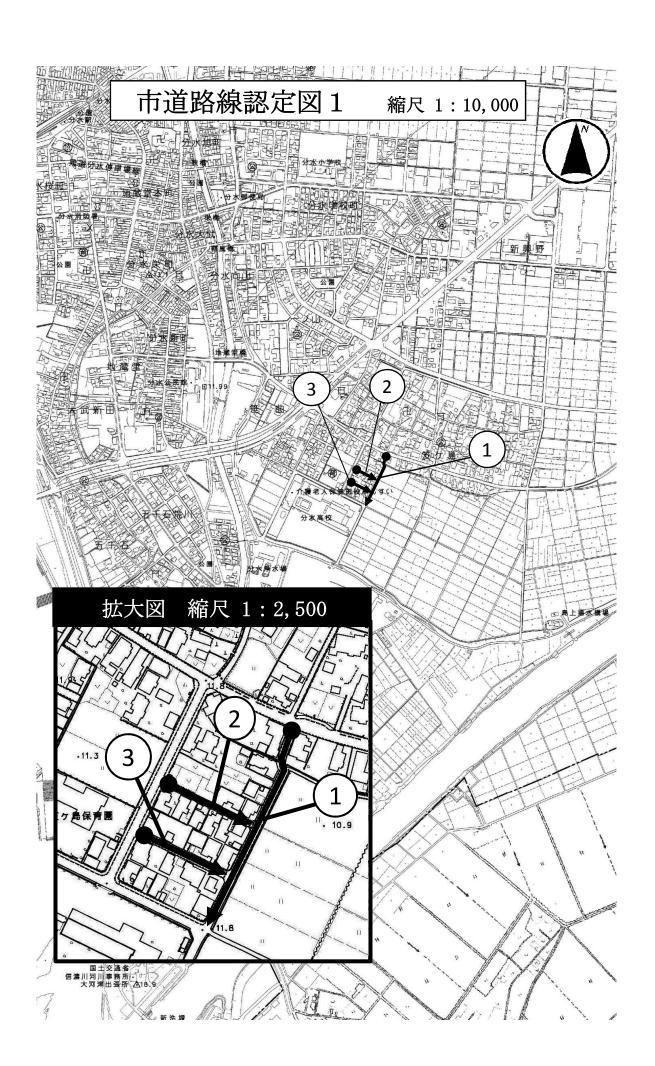
市道路線の認定及び廃止について

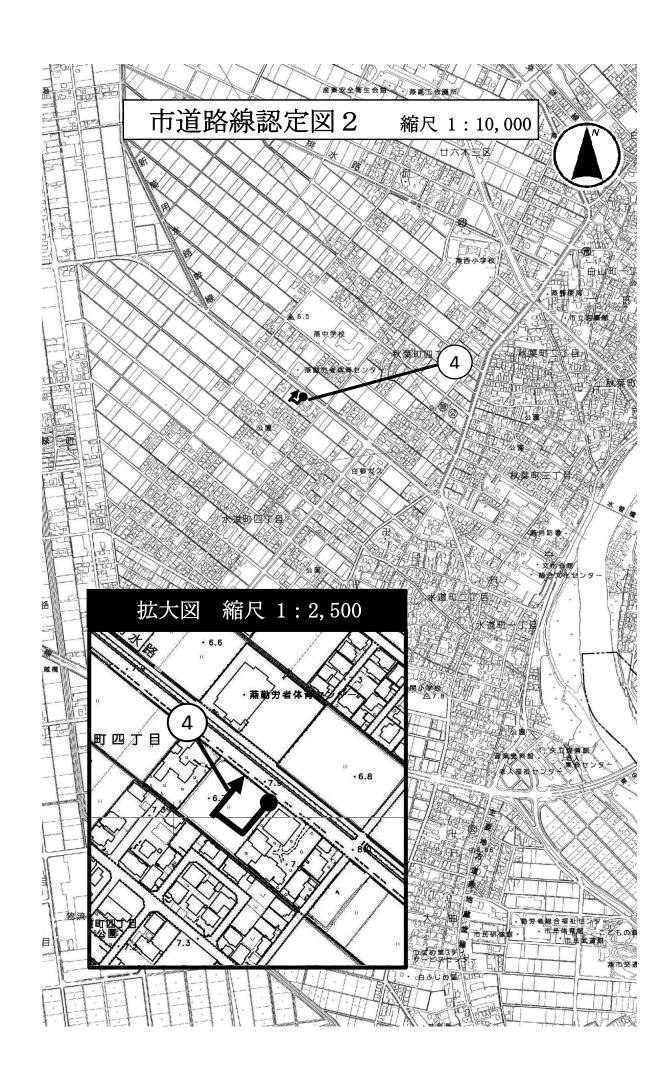
次のとおり、市道路線の認定及び廃止をするものとする。

平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起点	終点	延長(m)
1	笹曲7号線	燕市笈ヶ島字囲409番5	燕市笈ヶ島字笹曲200番2	160
2	笹曲8号線	燕市笈ヶ島字笹曲206番2	燕市笈ヶ島字笹曲200番23	70
3	笹曲9号線	燕市笈ヶ島字笹曲200番18	燕市笈ヶ島字笹曲200番13	70
4	水道町四丁目30号線	燕市水道町四丁目646番3	燕市水道町四丁目646番13	91





市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起点	終	点	延長	(m)
	笈ヶ島10号線	燕市笈ヶ島字一ノ山	892番 燕市笈ヶ島字-	ーノ山896番2		18



財産の取得の変更について

燕市西部学校給食センター厨房機器の財産の取得について、次のとおり変 更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

> 平成 2 6 年 3 月 6 日 提 出 燕 市 長 鈴 木 力

財産の種類	燕市西部学校給食センター厨房機器				
玩 但 伍 坎	変更前	-金250, 950, 000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額11,950,000円)			
取得価格	変更後	-金258, 120, 000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額19,120,000円)			
取得の相手方	新潟市中央区上所上1丁目2番1号 日本調理機株式会社 新潟営業所 所長 渋谷 俊彦				
変更理由		26 年 4 月 1 日から消費税率が 5%から 8%に改正されるこ よる変更。			